

連載！ 知っておきたい家族信託の税務

第18回

税の特例が適用できる 商事信託



なりた かずまさ
成田 一正

国税専門官として税務調査に従事後、大手監査法人にて法定監査・株式公開のバックアップに従事。この頃から事業承継対策を専門とする。平成元年成田公認会計士事務所を設立。2011年税理士法人おおたかを設立、代表社員に就任、現在特別顧問。公認会計士、税理士、行政書士。

本誌は家族信託がメインテーマですが、家族信託に関わる皆さんには税の恩典もある商事信託に関して周知しておくことも必要と思われます。そこで今回は、税の特例が適用できる商事信託をご紹介します。以下で紹介する信託商品は、信託銀行か信託会社で設定することになります。

今回紹介するのは、①教育資金贈与、②結婚子育て資金贈与、③特定贈与信託、④生命保険信託、⑤特定寄附信託、そして税制の恩典というわけではありませんが、⑥暦年贈与信託です。

特に教育資金贈与は金融機関等が積極的に勧誘し、関与している税理士も知らされないまま実行されてしまうケースも往々にしてあります。家族信託とあわせて検討することも重要です。

1. 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税

(1) そもそも教育費用の贈与は非課税

「扶養義務者間で生活費・教育費を目的として贈与された財産のうち、通常必要と認められるもの」については、相続税法21条の3第1項2号によって贈与税の非課税財産とされています。

◆相続税法

第21条の3 次に掲げる財産の価額は、贈与税の課税価格に算入しない。
二 扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるもの

ここでいう扶養義務者とは、配偶者と民法877条で定める扶養義務者たる親族をさします（相法1の2一）。民法877条では、直系血族および兄弟姉妹、三親等内の親族で家庭裁判所の審判を受けた者

を互いに扶養する義務がある者と定めており、相続税法基本通達1の2-1では「三親等内の親族で生計を一にする者」も該当することとしています。非課税の贈与財産は、基礎控除額の110万円に含める必要ありませんし、教育資金贈与の非課税制度のような厳格な手続きの定め也没有ありません。

相続税法基本通達では次のような内容の定めを置いています。

「生活費」とは、その者の通常の日常生活を営むのに必要な費用をいい、治療費、養育費その他これらに準ずるものを含みます(相基通21の3-3)。「教育費」とは、被扶養者の教育上通常必要と認められる学資、教材費、文具費等をいい、義務教育費に限りません(相基通21の3-4)。

生前に贈与しても贈与税の課税価格に算入しない財産は、生活費または教育費として必要な都度直接これらの用に充てるために贈与によって取得した財産をいい、生活費等の名義で取得した財産でも、これを預貯金した場合や、株式の買入代金や家屋の買入代金に充てたような場合には、「通常必要と認められるもの」以外のものとされます(相基通21の3-5)。「通常必要と認められるもの」とは、被扶養者の需要と扶養者の資力その他一切の事情を勘案して社会通念上適当と認められる範囲の財産をいうこととされています(相基通21の3-6)。

このような通達規定からすると受贈者の預金口座に残っていると、贈与税が課税されてしまうのではないかという懸念が生じます。そこで、一括して贈与をしてしまうには、教育資金贈与信託を利用

することになります。

(2) 制度の概要

平成25年4月1日から令和5年3月31日までの間に、30歳未満の者(以下、「受贈者」という)が、教育資金に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属(祖父母など)から、①信託受益権を取得した場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入した場合、または③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等で有価証券を購入した場合には、その信託受益権等の価額のうち1,500万円までの金額に相当する部分の価額については、金融機関等の営業所等を経由して教育資金非課税申告書を提出することにより、受贈者の贈与税が非課税となります(措法70の2の2ほか)。

ただし、信託受益権または金銭等を取得した日の属する年の前年分の受贈者の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合には、この非課税制度の適用を受けることができません(平成31年4月1日以後に取得する信託受益権または金銭等に係る贈与税について適用される)。

なお、契約期間中に贈与者が死亡した場合には、原則としてその死亡日における非課税拠出額から教育資金支出額(学校等以外の者に支払われる金銭については、500万円を限度とする)を控除した残額を、贈与者から相続等により取得したこととされ相続税が課せられます。

令和3年度の税制改正で令和3年4月1日以後の相続税額について、それまではなかった相続税額の2割加算の規定が適用されるようになりました。

また、受贈者が30歳に達するなどにより教育資金口座に係る契約が終了した場合には、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額があるときは、その残額はその契約終了時に贈与があったこととされます。つまり計画的に支出していくことにも配慮が必要となります。

2. 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税

平成27年4月1日から令和5年3月31日までの間に、20歳以上50歳未満の者（以下、「受贈者」という）が、結婚・子育て資金に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属（父母や祖父母など。以下、「贈与者」という）から、①信託受益権を付与された場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入した場合、または③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等で有価証券を購入した場合には、信託受益権または金銭等の価額のうち1,000万円までの金額に相当する部分の価額については、取扱金融機関の営業所等を経由して結婚・子育て資金非課税申告書を提出することにより贈与税が非課税となります（措法70の2の3ほか）。

ただし、信託受益権または金銭等を取得した日の属する年の前年分の受贈者の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合には、この非課税制度の適用を受けることができません（平成31年4月1日以後に取得する信託受益権または金銭等に係る贈与税について適用される）。

なお、契約期間中に贈与者が死亡した場合には、死亡日における非課税拠出額

から結婚・子育て資金支出額（結婚に際して支払う金銭については、300万円を限度とする）を控除した残額を、贈与者から相続等により取得したものとされます。令和3年度の税制改正で令和3年4月1日以後の相続税額について、相続税額の2割加算の規定が適用されるようになりました。

また、受贈者が50歳に達することなどにより、結婚・子育て資金口座に係る契約が終了した場合には、非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額があるときは、その残額はその契約終了時に贈与があったこととされます。

3. 特定贈与信託

(1) 制度の趣旨

パラリンピックの影響やSDGsの普及もあって、障害者への一般的な対応も徐々に改善されてきています。法律上は「障害者」となっていますが、「障がい者」と記載する事例も多く見られます。

特定贈与信託は、障害を持っている者の生活の安定を図ることを目的に、親族などが信託銀行等に金銭等の財産を預け、信託銀行等がその財産を管理するものです。管理する財産は、特定障害者の生活費や医療費などとして定期的に金銭を支払うので、もしも、障害を持っている者の両親など、贈与した者が亡くなくても、信託銀行等が引き続き財産を管理・運用し、生活のための資金を交付することが可能となります。

家族信託では税制の恩典が利用できませんが、数年前までは信託銀行等もあまり積極的には勧誘はしていませんでした。しかし世の中の流れでしょうか、昨

今は理解が進んでいるように思われますので、利用を検討してもよい制度です。法律上は金銭等の信託だけでなく不動産も信託財産にすることは可能ですが、実務ではまだハードルは高いかもしれません。

(2) 制度の内容

特定贈与信託は、税法上は「特定障害者扶養信託契約制度」と呼ばれているもので、受益者、信託行為および信託財産等を限定し、税法上非課税制度を認めるという信託制度です。

この制度は障害が重度の「特別障害者」と、中軽度の知的障害者や精神障害者等の「特別障害者以外の特定障害者」のためのものです。両親や家族などが、障害者の幸福な生活の確保を図るため、特別障害者等を受益者として金融資産などの財産を信託財産として信託契約（特別障害者扶養信託契約）を締結するもので、信託財産の相続税評価額のうち特別障害者については6,000万円、特別障害者以外の特定障害者については3,000万円を限度として贈与税が非課税となります（相法21の4）。

また、万一、両親など保護者が死亡した場合でも、特別障害者等の生活費や療養看護費等が信託財産から定期的に給付される制度となっています。

(3) 適用要件

この特定贈与信託の要件としては、障害者のうち精神または身体に重度または中軽度の障害がある者で、政令で定める特別障害者または特別障害者以外の特定障害者を対象（受益者）としています。また、特別障害者を扶養する親など個人が、特別障害者等の子のために金銭、有

価証券その他の財産（本人のための居住用不動産や賃貸用不動産などに限定）を信託することとし、その際信託銀行等との間で、当該障害者を受益者とし、特定の内容を要件とする信託契約を締結することが要件になっています。

この信託契約制度を利用する場合は、上記のように利用できる障害者は限定されているほか、信託行為の内容も、1人の特別障害者を信託の利益の全部についての受益者とするものであることや、当該契約に基づく信託は取消または解除をすることができず、また当該信託の期間や受益者を変更することができない旨の定めがあることなどいくつかの厳しい要件があります。

また、この信託は、受益者である特別障害者等の死亡の日に終了することとされており、特別障害者等が死亡した際の残余財産は、その相続人または受遺者に給付されますが、信託設定に際し、受益者が世話になっている障害者団体や社会福祉施設等を指定しておくことによって、残余財産を遺贈して他の障害者のために活用することもできます。

4. 生命保険信託

(1) 制度の趣旨

両親が事故で亡くなった後、保険に入っていて未成年の子に保険金が支払われても、子のために使われず親族に使い込みをされてしまったようなことがあったようです。これでは生命保険に入っていた意味がありません。そこで、生命保険金を残された子のために利用できるようにするための制度が、生命保険信託です。

(2) 制度の概要

生命保険信託は、信託銀行等が生命保険の保険金受取人となり、万が一の時に、死亡保険金を受け取り、保険契約者が生前に定めた親族等に、あらかじめ決められた方法で、受け取った保険金により金銭の支払いをするものです。財産管理が困難な事情にある子ども等の受取保険金を保全しながら、必要な財産の交付を行うことを目的として利用される信託で、次のような仕組みになっています。

- ① 保険契約者と生命保険会社の間で生命保険契約を締結します。契約者（被保険者）は信託契約の委託者になる者、保険金受取人は受益者になる者とします。
- ② 保険契約者と信託銀行等との間で生命保険信託契約を締結します。
- ③ 保険金受取人を信託銀行等に変更します。
- ④ 被保険者が死亡した場合には、信託銀行等に生命保険金が支払われ、その保険金が信託財産になります。
- ⑤ 信託銀行等は、信託契約に基づき、その保険金を管理・運用し、受益者に金銭を交付します。

この生命保険信託は、委託者である被保険者が死亡した場合に保険金が形式的にいったん信託銀行等に支払われ、その後、受益者に交付されるというものなので、税務では、受益者等課税信託に該当して、受益者が契約に係る死亡保険金請求権または死亡保険金を有しているものとして取り扱われることになっています。

生命保険信託では、保険契約者が、生前に受取人を定め、その支払方法を決め

ておくことができます。親が交通事故等で急死してしまい、子どもが未成年で死亡保険金を直接受け取っても管理することができない場合、あらかじめ、「毎月、生活費として10万円を子どもの世話をしてくれる人の口座に振り込む」と決めておけば、信託銀行等がそのとおりに支払います。信託銀行等が管理する財産の一部払出しや支払条件の変更等を行う「指図権者」をあわせて決めておくこともできますので、信頼できる者を「指図権者」として決めておけば、より安心して利用することができます。

遺言により信託を設定し、相続財産を信託財産とした場合、受益者である子には相続税が課税されます（相法9の2①）。また、生命保険信託を利用する場合には、子に支払われるべき生命保険金は信託銀行等に支給されますが、相続税法では子が受け取ったとみなして、相続税が課税されることとなります（相基通9の2-7）。

(3) 生命保険の保険料

生命保険信託に係る生命保険の保険料については、委託者の生命保険料控除の対象となります（東京国税局文書回答事例「保険契約者が死亡保険金請求権を信託財産とする生命保険信託契約を締結した場合の生命保険料控除の適用について」平22.12.13）。また、その後信託銀行等から子に交付される金銭については、運用益に相当する金額のみが所得税の対象となります（所法9十七）。

5. 特定寄附信託

(1) 制度の利用

社会貢献のために公益財団法人等に寄

附したいと考えていた場合、税制上一括で寄附するよりも数年にわたり寄附する方法のほうが有利になることがあります。

(2) 制度の概要

特定寄附信託とは、信託銀行等が寄附者から預かった金銭を預貯金、国債、地方債、貸付信託の受益権などで運用しつつ、毎年寄附をしていく制度です。その主な要件は次のとおりです（措令2の35⑦）。

- ① 信託契約の期間は、5年以上10年以下であること
- ② 信託財産は、金銭であること
- ③ 毎年一定額の信託財産と、運用により生じた利子等が寄附されること
- ④ 毎年一定額を寄附者に戻す場合には預け入れた元本の30%を超えないこと
- ⑤ 公益法人等との間で、受託者が寄附に関する契約を締結していること
- ⑥ 当該信託は合意による終了ができないこと
- ⑦ 委託者が死亡した場合には、信託は終了し、信託財産のすべてを寄附すること

(3) 一定の寄附金を支払ったとき（寄附金控除）

個人が寄附をした場合には、次の①の所得控除・税額控除の特典がありますが、毎年の控除額に上限があるため、数年にわたり寄附するほうが節税になります。また、数年にわたり寄附をするのであれば、特定寄附信託を利用すると次の②および③の優遇措置があります。

① 所得控除または税額控除

個人が一定の公益社団法人等へ寄附を

行った場合、所得控除（所法78）に加え、税額控除の選択適用が可能です（措法41の18の3①）。税額控除方式では、寄附者の税率に関係なく、一定の金額が税額から控除されるため、所得税率の低い人は、所得控除方式に比べ、控除額が多くなります。いずれの方式を選択した場合でも、控除する金額に上限があるため、1年で一括して寄附を行うよりも、数年にわたり寄附をすることで、控除額の枠が広がります。

② 運用収益の非課税

公社債等の利子等は、一律20.315%が源泉徴収されます。しかし、特定寄附信託により信託銀行等において運用されることで生じた利子等は、所得税および住民税が非課税となります（措法4の5）。そして、源泉徴収されない金額はすべて寄附に充てられます。

③ 相続発生時の取扱い

特定寄附信託を利用した場合に、その信託契約期間の途中で相続が発生したときは、相続時点で寄附しきれなかった金額は、一括で寄附されることとなり、相続税の課税対象には含まれません。

一方、単純に個人で毎年寄附をするつもりでも、寄附しきれずに相続が発生した場合には、その残額について、相続税が課されます。特定寄附信託と同じ効果を得るためには、あらかじめ遺言書に、寄附しきれなかった預貯金を国等に寄附する旨を記載しておくことが必要となります。

(4) 手続きの流れ

① 受託者は、公益法人等と契約を締結する

信託銀行等（受託者）は、公益法

人等と、寄附に関する契約を締結し、寄附をする者（委託者）が選択する寄附先のリストを作成します。

⑱ 委託者は、受託者に金銭を信託する寄附をする者（委託者）は、信託銀行等（受託者）と、特定寄附信託契約を締結し、金銭を信託します。

㉑ 委託者は、受託者を經由して必要書類を税務署に提出する

寄附をする者（委託者）は、特定寄附信託申告書等を、信託銀行等（受託者）を經由して、税務署に提出します。

⑳ 委託者は、寄附先を指定する

寄附をする者（委託者）は、信託銀行等（受託者）が寄附に関する契約を締結した公益法人等の中から、寄附先を指定します。

㉒ 委託者が指定した寄附先に寄附される

信託された金銭は、運用収益とともに、寄附をする者（委託者）が指定した公益法人等に定期的に寄附されます。なお、運用収益に税金はかかりませんが、この運用収益は、その全額が寄附に充てられます。

㉓ 公益法人等は、委託者に活動報告等を行う

公益法人等は、寄附をする者（委託者）に、寄附受領証の交付や活動状況の報告等を行いますので、委託者は、これにより、寄附先の活動内容や状況を知ることができます。

6. 暦年贈与信託

(1) 制度の概要

暦年贈与信託とは、暦年贈与の非課税

枠の仕組みを確実に利用して、有利に財産を移転するために、銀行、信託銀行などの金融機関が提供する金融商品です。信託商品は税の恩典ということではなく、暦年贈与という制度の利用を促進しているようにもみえます。贈与税・相続税一体課税が論議されている中、今後の税制改正にも気を配らねばなりません。

この制度は、贈与をしたい者が、銀行など金融機関と、暦年贈与信託契約を締結することで、贈与を受ける人の口座に対して、毎年非課税枠の限度内の金額を、銀行などの金融機関が代行して振り込んでくれるというだけのことです。暦年贈与を忘れずに利用する手立てにはなりません。

暦年贈与信託は、いわゆるメガバンクをはじめとした銀行、信託銀行や、証券会社などで提供されています。「暦年贈与信託」、「暦年贈与サポートサービス」など、名称はサービス提供者によって様々です。

(2) 暦年贈与信託のメリット

暦年贈与信託のメリットは、暦年贈与の非課税枠の仕組みを利用するにあたって、税務署に否認されるリスクが少なくなることです。暦年贈与信託を利用すれば、銀行、信託銀行などの金融機関の提供するサービスを利用することとなりますので、必要な契約書、手続きなどは、すべて金融機関の指示に従えばよいこととなります。

(3) 暦年贈与信託のデメリット

暦年贈与信託を利用するにあたって、デメリットの1つが、管理手数料です。また、暦年贈与信託を最初に申し込むときに手間がかかるのもデメリットです。

管理手数料のほか、暦年贈与信託を契約して財産を入金するときや、贈与時などの振込手数料、事務手数料が無料で利用できる暦年贈与信託のサービスを提供している金融機関もあります。中途解約の場合、解約手数料がかかることがあります。

また次のような制限があることが、デメリットとなることがあります。どのような制限があるかは、各金融機関等に暦

年贈与信託を申し込むとき、申込書、契約書などで十分に検討してください。

- ① 暦年贈与信託で贈与できる対象が限定される（3親等以内の親族など）
- ② 暦年贈与信託で贈与できる回数が1年1回に限られる

暦年贈与信託は贈与の成立を金融機関等が保証してくれているわけではありません。不安であれば税理士等に確認をしてください。

【凡 例】

相法	相続税法
相基通	相続税法基本通達
措法	租税特別措置法
措令	租税特別措置法施行令
土地信託通達	土地信託に関する所得税、法人税、並びに相続税及び贈与税の取扱いについて
直審	直税部審理課（現：課税部審理室）
課審	国税庁課税部審理室

【条・項・号の略について】

条……	算用数字
項……	マル付き数字
号……	漢数字
例)	信託法第 21 条第 2 項第 4 号 ⇒ 信託 21 ②四